



海上保安庁の海賊対策

50



Combatting Against
Piracy &
Armed Robbery



50

Patrol Vessel

Dispatched Investigation
Team



2025年、海上保安庁の海賊対策は、
東南アジア周辺海域への巡視船派遣・ソマリア周辺海域派遣捜査隊の派遣が
それぞれ50回目の節目を迎えました

日本は、エネルギーなどの資源の大部分を輸入しており、国際貿易は経済や国民生活にとって重要な役割を果たしています。国際貿易を支えるシーレーンは、我が国の繁栄と発展に不可欠であり、特に多くの日本関係船舶が通航するマラッカ・シンガポール海峡の安全確保と治安維持は、我が国にとって極めて重要です。また、年間約2万隻（うち約2千隻が日本関係船舶）が通航するソマリア沖・アデン湾

の海域は、欧州や中東から東アジアを結ぶシーレーンの要であり、同様に安全確保と治安維持は極めて重要です。

航行の安全を確保する上で、海上輸送の安全を脅かす海賊や海上武装強盗問題への対応が求められています。海上保安庁が今まで東南アジア周辺海域やソマリア沖・アデン湾において取り組んできた海賊対策についてご紹介します。



海上保安庁の海賊対策

海上保安庁では、海賊対処のためソマリア沖・アデン湾へ派遣されている海上自衛隊の護衛艦への海上保安官の同乗、東南アジア周辺海域等への巡視船・航空機の派遣、ソマリア沖・アデン湾及び東南アジア周辺海域の沿岸国海上保安機関に対する法執行能力向上支援等により、海賊対策を実施しています。

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策

- 近年、ソマリア沖・アデン湾における海賊等発生件数は、各国による海賊対処活動、船舶による自衛措置等により比較的低い水準で推移していますが、ソマリア国内の不安定な治安等といった、海賊を生み出す根本的な要因は未だ解決しておらず海賊等の脅威は依然として存続
- 2009年以降、海賊対処法に基づき、海上自衛隊の護衛艦に海上保安官を同乗させ、司法警察活動に備えつつ海賊行為の監視等を実施
- 沿岸国海上保安機関職員に対して研修を行うなど法執行能力向上に貢献

2025年2月上旬の派遣で50回目



海賊対処行動に従事する海上自衛官と海上保安官



当庁航空機による、海賊被疑者の日本への護送(訓練)



監視警戒等を行う海上保安官

東南アジア周辺海域等の海賊対策

- 2023年の東南アジア周辺海域全域における海賊等発生件数は67件（前年より9件増加）
- 2000年から東南アジア周辺海域等の沿岸国に巡視船や航空機を派遣し、海賊対処等の連携訓練や意見・情報交換を行うなど連携協力関係を強化
- ReCAAP-SCIによる能力構築プログラムの開催を支援するとともに、沿岸国海上保安機関職員に対して研修を行うなど法執行能力向上に貢献

2025年1月上旬の派遣で50回目

※巡視船の派遣回数に限る



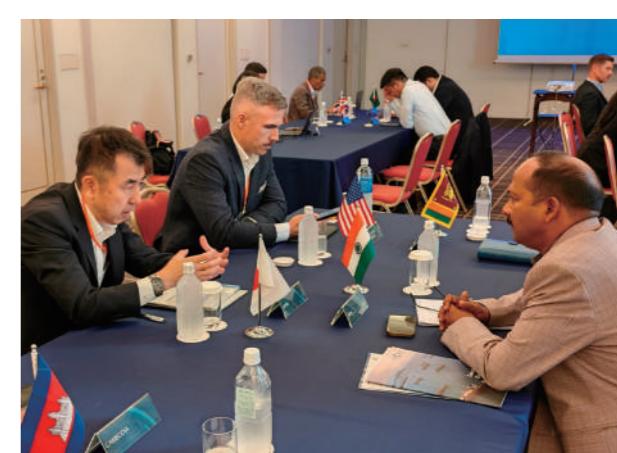
東南アジア周辺海域等への派遣実績



官民連携海賊対処訓練



連携訓練のため寄港する当庁巡視船



ReCAAP-SCIによる能力構築プログラムへの貢献

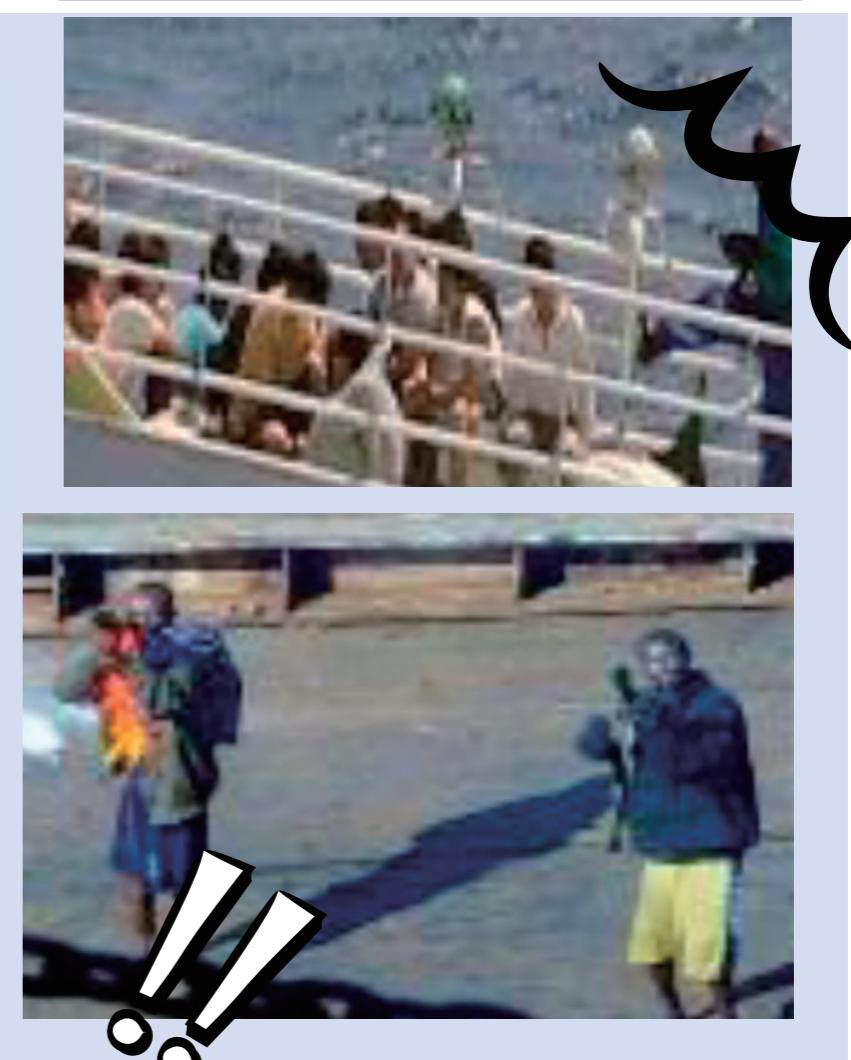
2 現代の海賊って?

東南アジア周辺海域の海賊



引用:公益財団法人日本海難防止協会 編 海事の国際的動向に関する調査研究事業報告書(海上安全) 日本財団図書館

ソマリア周辺海域の海賊



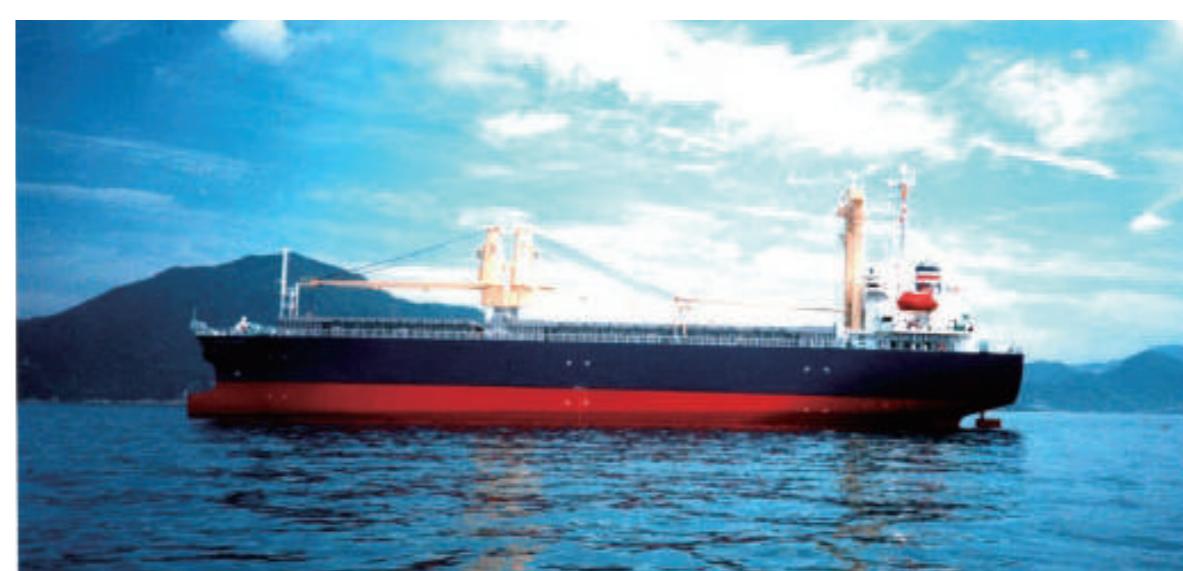
引用:海賊対処レポート2023

一方、「ALONDRA RAINBOW」号は、インド洋上を航行中のところをインド沿岸警備隊およびインド海軍に取り押さえられました。海上保安庁は、巡視船及び航空機を派遣し、捜索活動を実施するとともに航行警報を発出し付近航行船舶に情報提供を実施しました。

韋駄天号事件!!

2005年3月14日、マラッカ・シンガポール海峡を航行中の日本籍外洋タグ「韋駄天」号（総トン数498トン）が銃等で武装した海賊にハイジャックされ、日本人2名を含む乗組員3名が連れ去られました。3月20日、連れ去られた3名は、タイ南部の沖合いでタイ海上警察によつて無事保護されました。

海上保安庁は、マレーシア等の沿岸国に対し被疑船舶の捜索及び情報提供を依頼するとともに、情報収集のため職員2名を現地に派遣しました。



引用:海上保安レポート2009

アロゴンボーグ事件!!

事件!!

(b) いづれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とする事実を知つて当該船舶又は航空機の運航に自発的に参加するすべての行為
(c) (a) 又は (b) に規定する行為を扇動し又は故意に助長するすべての行為

※公海ではなく領海内での同様の行為は「海上武装強盗」と呼ばれている

「海賊行為」とは

<定義>

国連海洋法条約では、海賊行為とは、次の行為をいう。

- (a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であつて次のものに対して行われるもの
(i) 公海における他の船舶若しくは航空機又はこれら之内にある人若しくは財産
(ii) いづれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産

3 東南アジア周辺海域における海賊しょう戒開始(2000年~)

初! 海賊対策のため 巡視船・航空機を 東南アジア周辺海域へ派遣



2000年4月、東京で開催された「海賊対策国際会議」において「アジア海賊対策チャレンジ2000」が採択されました。その会議において、海上保安庁が各國海上保安機関に提案し合意された事項の一つに、「巡視船の相互訪問及び連携訓練の実施」があります。それを具体化するため、海上保安庁は、2000年11月にインドとマレーシアに巡視船を派遣し、2001年度には、シンガポール、フィリピン、タイ、ブルネイ及びインドネシアへ巡視船や航空機を派遣しました。

以後、毎年巡視船等を派遣しており、これらの派遣により、訪問国の海上保安機関との意見交換や連携訓練を通じて連携・協力の強化を図るとともに、海賊被害の予防のため公海における海賊しょう戒を行っています。また、派遣中には国土交通省海事局とともに海賊対策のための官民連携訓練も実施しています。

引用:海上保安レポート2002



▲日本籍船へ移乗する海上保安官(11月17日)

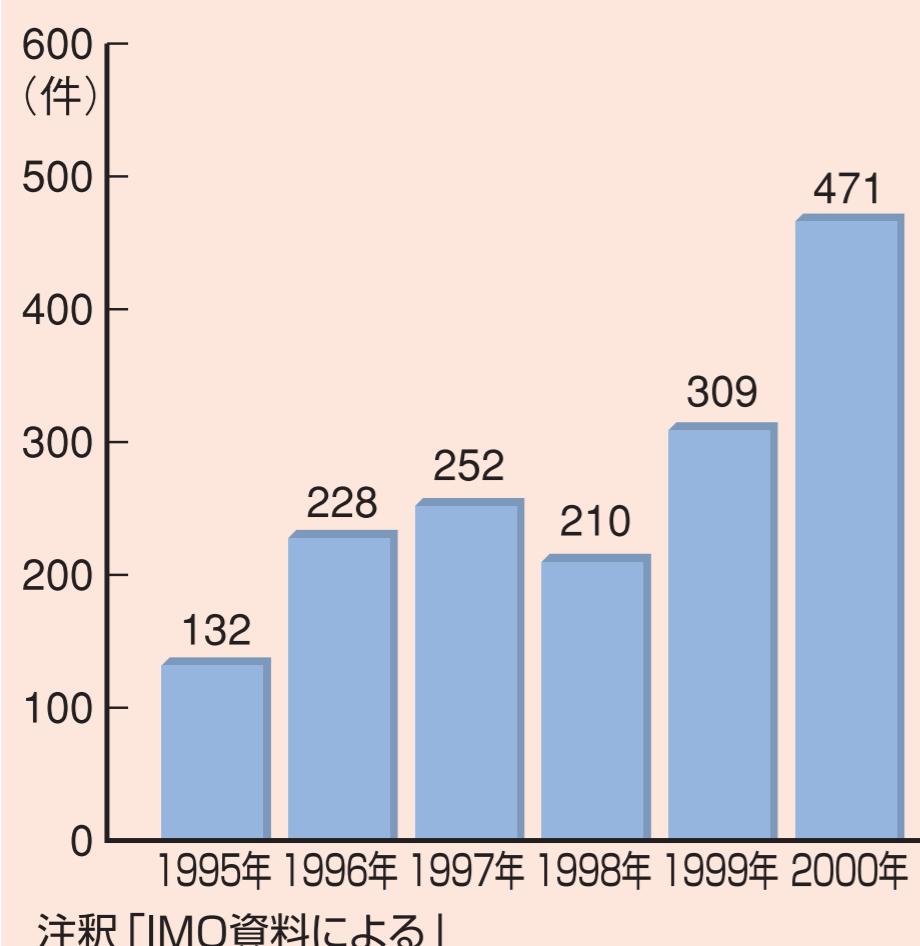


▲日本籍船と訓練中の巡視船「しきしま」(12月12日)

引用:海上保安レポート2009

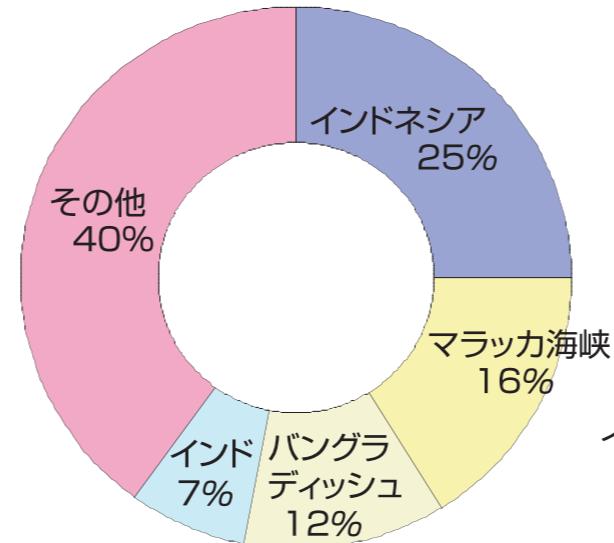
2000年当時の海賊発生状況

●海賊の発生件数 (全世界)

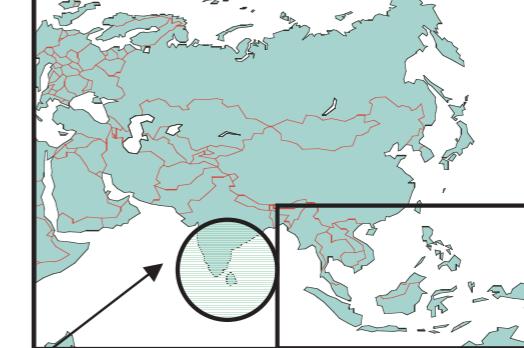


■アジアの海賊発生海域及び海域別海賊事件発生割合 (2000年)

海域別海賊事件発生割合 (全世界)



アジアの海賊発生海域



インド周辺海域

東南アジアの海賊発生海域

バングラデイッシュ周辺海域

マラッカ海峡

インドネシア周辺海域

引用:レポート2001

IMO(国際海事機関)に報告された全世界の海賊発生件数を見ると、1995年には132件だったものが、2000年には471件になっており、世界的に増加しました。このうち、ほぼ半数が、マラッカ・シンガポール海峡及びインドネシア周辺海域を中心とする東南アジアで発生しました。また多くの日本関係船舶*も被害に遭いました。

東南アジアにおける海賊は、犯行後の逃走範囲も広域化しており、国際的なシンジケートが関わっているものと思われます。したがって、一国のみでの対応だけでなく、地域の共通の課題として取り組むことが必要です。

*日本関係船舶・・・日本籍船及び日本の船会社が運航する外国籍船

アジア海賊対策チャレンジ2000

2000年4月、東京で開催された「海賊対策国際会議」において、海賊事件に対する今後の取組についての指針として採択されたものです。アジアの15の国と地域から、26の海上保安機関が参加しました。各国海上保安機関間の相互協力・連携の推進・強化、海賊情報の迅速な交換の実施、海賊行為に対する取締りの強化、被害船舶・者に対する支援、専門家会合の継続的な開催などを行いました。

引用:海上保安レポート2001

4 ソマリア周辺海域派遣捜査隊派遣開始(2009年~)



2009年3月～ ソマリア周辺海域派遣捜査隊開始

海上保安官が派遣自衛艦に同乗

2009年3月、ソマリア周辺海域で海賊による商船への襲撃が頻発していることを受け、自衛隊法に基づく海上警備行動が発令され、当該海域に護衛艦が派遣されました。派遣護衛艦には、海賊行為があった場合の逮捕・取り調べといった司法警察活動を行うため、海上保安官が「ソマリア周辺海域派遣捜査隊」として同乗しました。

さらに同年6月、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」(海賊対処法)が国会で成立しました。これにより、海賊

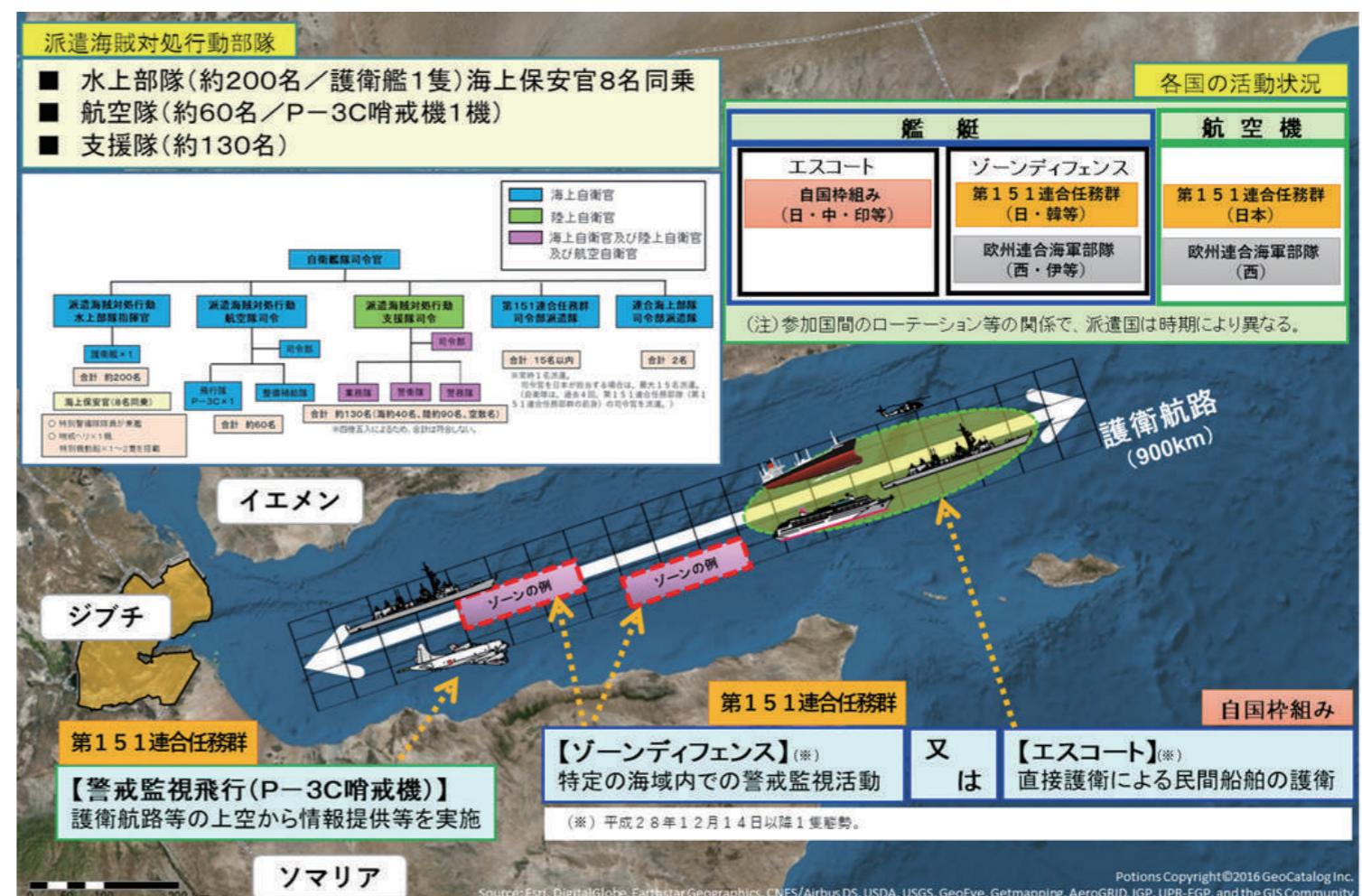
や海賊船等の国籍がどの国であっても、全ての海賊行為を我が国の犯罪として処罰するなど、海賊行為に適切に対処できるようになりました。これまで自衛隊法に基づく海上警備行動として、ソマリア周辺海域に護衛艦等が派遣されていましたが、同年7月の海賊対処法の施行後は、同法に基づく海賊対処行動として派遣されるようになりました。当該護衛艦には、引き続き海上保安官が同乗しています。



「ソマリア周辺海域派遣捜査隊」



護衛艦に同乗している
「ソマリア周辺海域派遣捜査隊」



Potions Copyright ©2016 GeoCatalog Inc.

引用：海賊対処レポート2023

派遣捜査隊の活動状況



日本船舶警備特措法の制定

2008年にソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数が急増し、2010年以降には被害がインド洋やアラビア海にまで拡大しました。

このような状況に対し、国民生活に不可欠な物資を輸送する日本関係船舶について、その航行の安全を確保する観点から「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(日本船舶警備特措法)」が2013年11月30日に施行されました。

同法律により、レーザーワイヤーの設置等の海賊対策を講じたうえで、小銃を所持した民間武装警備員が乗船できるようになりました。



● 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成25年法律第75号)
平成25年11月30日成立、平成25年11月30日施行、令和4年12月1日改正

海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けた警備会社により実施される警備について、一定の要件を満たす警備員が小銃を所持した警備を行うことができるることとする等の要所の措置を講ずる。

概要

凶悪な海賊行為が多発している海域を航行する原油タンカー等において、小銃(ライフル銃)を所持した民間警備員による警備の実施を認めるため、銃刀法の特例等を規定する。

① 対象海域：海賊多発海域に限定。
対象船舶：海賊行為による被害を受けやすいハイリスクの日本船舶に限定。

② 警備を実施しようとする船舶所有者に對し、船舶ごとに、使用する警備会社・警備の実施方法等について記載した警備計画を作成し、国土交通大臣の認定を得ることを義務付ける。

③ 警備会社(一社員の犯歴や訓練体制等)、及び警備員(一犯歴・技能・知識)について、一定の要件に該当する旨の国土交通大臣の審査・確認を受けたものに限る。

④ 認定を受けた計画に従う場合、小銃(ライフル銃)を所持した警備を行なうことができる。

海賊多発海域において国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の安全を確保

5 初のソマリア海賊逮捕事案(2011年)等

グアナバラ号事件

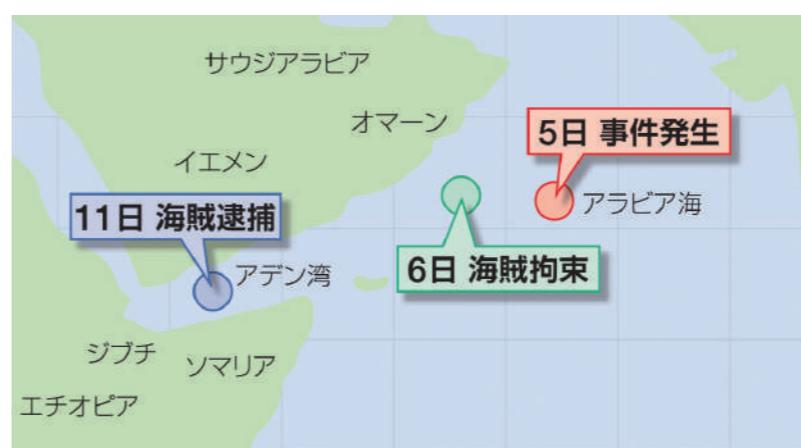
海賊対処法に基づき逮捕した 海賊4名を日本へ護送

2011年3月5日、日本関係船舶であるオイルタンカー「グアナバラ」号がアラビア海(オマーン沖)の公海上を航行中に4名のソマリア人海賊に襲撃される事案が発生しました。海賊4名は米軍に拘束され、グアナバラ号乗組員は船内の退避区画(シタデル)に避難していたため全員無事でした。この事件では、政府方針に従い、

<避難区画のイメージ>



民間船舶の護衛のために派遣中の海上自衛隊の護衛艦に同乗している海上保安官8名が、米軍から海賊4名を引き取り、護衛艦上で逮捕しました。その後、海上保安庁の航空機により海賊4名を日本まで護送し、3月13日に、東京海上保安部が東京地方検察庁に送致しました。本件は、2011年7月の海賊対処法の施行以来、同法違反で逮捕した初めての事件でした。※2023年9月、最後の1名が刑期を終えて退去強制処分となっています。



逮捕後は48時間以内に送致する必要があるため、護送業務は時間との闘いでいた。

グアナバラ号海賊の護送経路(イメージ)



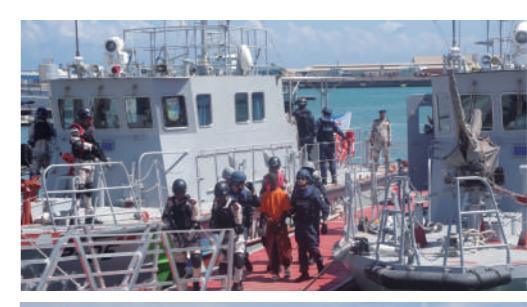
海賊護送訓練

海上保安庁の航空機をジブチ共和国へ派遣しジブチ沿岸警備隊等との間で、ソマリア沖・アデン湾で逮捕した海賊の身柄を我が国に護送する必要が生じた場合を想定した海賊護送訓練等を実施しています。

海賊をはじめとする海の安全を脅かす脅威を排除

し、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を実現することは、地域の平和、安定及び繁栄の礎です。

ジブチ共和国では関係機関との間で海賊護送訓練を実施するほか、海賊対策に係る意見・情報交換を実施します。



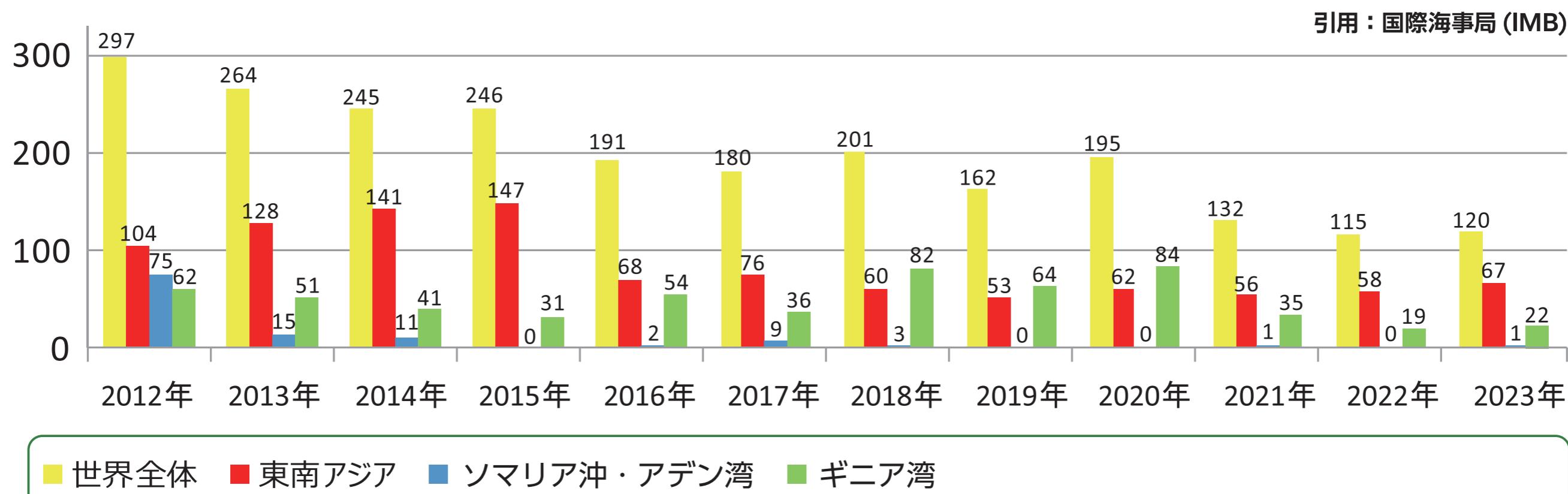
海賊逮捕時の状況

ガルフV ジブチ共和国と初の海賊護送訓練(2011年)



ガルフVと訓練参加者

全世界の海賊等事案発生件数の推移



海賊等事案発生分布図

我が国を含む国際社会の取組により、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は比較的低い水準で推移していましたが、2023年12月には2017年以来となる商船のハイジャック事案が発生するなど、依然として予断を許さない状況です。

また東南アジア周辺海域では、年間67件(2023年)と依然として高い水準で海賊等が発生しており、銃やナイフで武装した海賊も発生しています。



引用：国際海事局(IMB)

海上保安庁では、2000年から東南アジア周辺海域に巡視船を派遣、2009年からソマリア沖・アデン湾に海賊対処活動として派遣される海上自衛隊の護衛艦に司法警察活動に備えて海上保安官を派遣しており、2025年にいずれも50回目を迎えます。

海賊対策を開始して以降、新たに設立された各国海上保安機関との連携により、海賊の発生件数はピーク時と比べて減少するなど、船

舶交通の安全確保に貢献してきました。

今後も巡視船等の派遣を通じ、「戦略的寄港によるプレゼンスの向上」「外国海上保安機関との連携強化及び能力向上支援」を通じて、海賊の根絶と、法の支配の強化による「自由で開かれたインド太平洋の実現」に貢献してまいります。

プレゼンスの向上

- ◆巡視船・航空機派遣
- ◆海賊対処派遣船・練習船等による戦略的寄港の推進

安倍総理(当時)訓示(巡視船えちご)▶



外国海上保安機関との連携強化



日印海上保安庁長官級会議



インド沿岸警備隊巡回船への訪問

能力向上支援

- ◆MCT(Mobile Cooperation Team)



ジブチ沿岸警備隊職員に対する訓練



フィリピン沿岸警備隊に対する訓練

- ◆JICA課題別研修(海上犯罪取締り)



JICA課題別研修の状況

▼ ▼ ▼ これらの取組みにより ▼ ▼ ▼

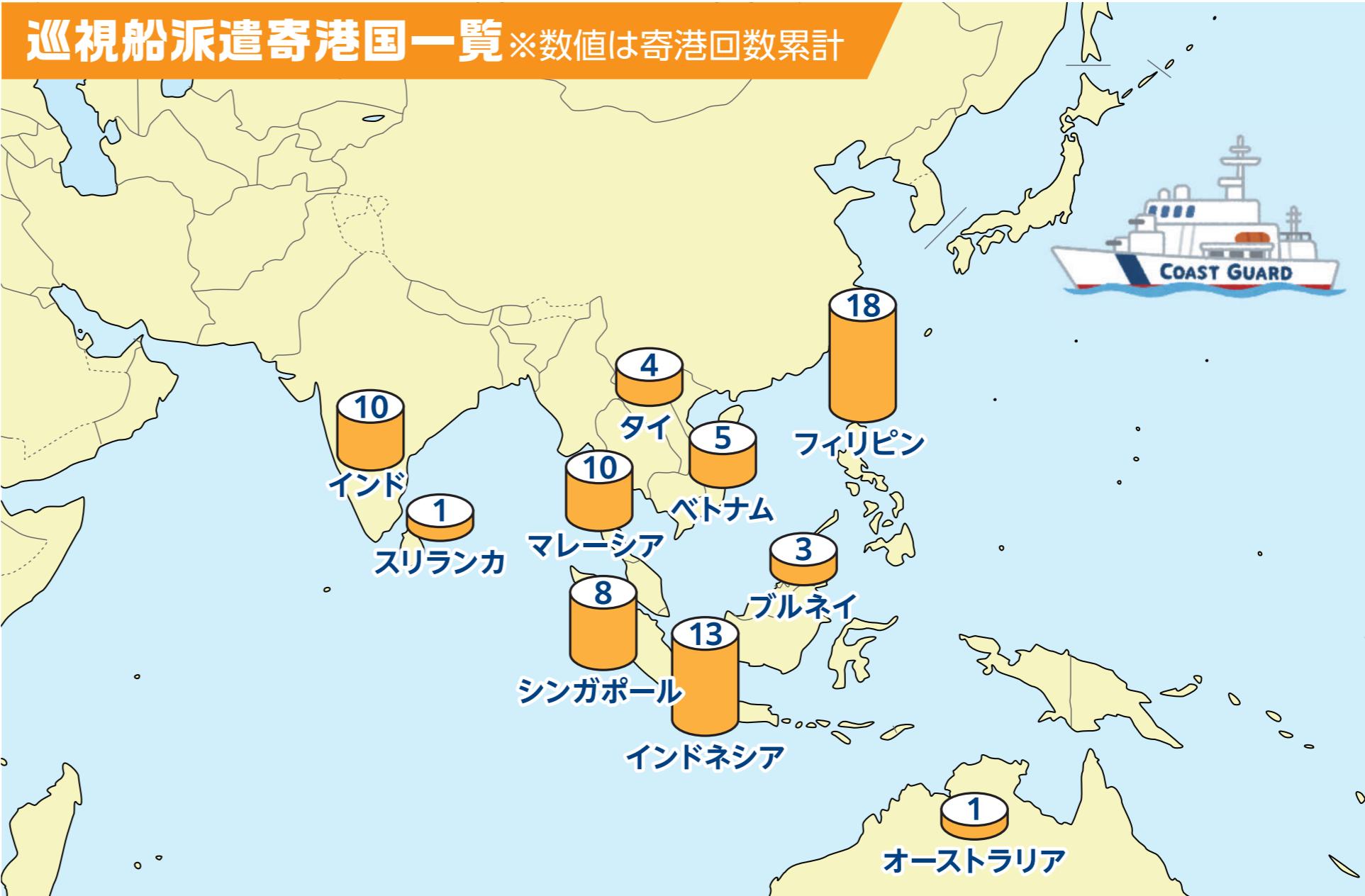
シーレーンの安全確保に貢献

「**自由で開かれたインド太平洋**」の実現に貢献
(Free and Open Indo-Pacific)

東南アジア周辺海域等における海賊対策として、2000年から同海域沿岸国に巡視船・航空機を派遣し、公海上でのしう戒、各寄港国海上保安機関との連携訓練、意見・情報交換を行うなど連携・協力関係の推進に寄与。派遣を通じ、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の実現に貢献。

通算 (2025年1月現在)

**巡視船50回
航空機26回派遣**



1 2023年度 第1回巡視船派遣

期 間

2023年5月23日～6月20日

対 応 船

巡視船あきつしま(横浜海上保安部)

寄 港 地

フィリピン・マニラ

ト ピ ッ ク

公海上における海賊しう戒
日米比合同訓練(日米共同取組「SAPPHIRE」)
旅客船「飛鳥II」との官民連携海賊対処訓練



2 2023年度 第2回巡視船派遣

期 間

2023年12月26日～2024年1月29日

対 応 船

巡視船やしま(福岡海上保安部)

寄 港 地

インド・チェンナイ

ト ピ ッ ク

公海上における海賊しう戒
インド沿岸警備隊東部司令官への表敬
日印合同訓練



3 2023年度 航空機派遣

期 間

2023年12月3日～12月6日

対 応 船

ファルコン2000(那覇航空基地)

寄 港 地

シンガポール／インドネシア・バタム島

ト ピ ッ ク

公海上における海賊しう戒
ReCAAP-ISC事務局長等との会談
UNODCと連携したMDA研修フライト等



4 2024年度 第1回巡視船派遣

期 間

2024年6月10日～7月13日

対 応 船

巡視船つがる(函館海上保安部)

寄 港 地

フィリピン・バコロド

ト ピ ッ ク

公海上における海賊しう戒
日比尼三国合同油防除訓練(MARPOLEX2024)
パラオとの合同訓練



50回目の海賊対策のための巡視船派遣 「巡視船せつつ」出港式

巡視船「せつつ」は第50回目となる東南アジア周辺海域の海賊対策派遣のため、中野国土交通大臣からの激励とともに、瀬口長官に見送られ、2025年1月8日に神戸を出港しました。

公海上でのしう戒を実施するとともに、インドネシア海上保安機構(BAKAMLA)との連携訓練を実施予定としています。



海上保安庁では、東南アジア周辺海域の沿岸国に対し、海上保安庁が有する知識技能を共有し、各國の海上保安能力の向上を目指した支援を通じ、海上輸送の安全確保に貢献してまいります。

国際機関を通じた連携・協力への貢献

アジア海賊対策地域協力協定・情報共有センター(ReCAAP-ISC)での取組



アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)とは、我が国の主導で締結されたアジアの海賊・海上武装強盗問題に有効に対処するための地域協力を促進するための協定です。この協定に基づき、情報共有、協力体制構築のため、2006年にシンガポールに情報共有センター(ISC)が設立されました。設立以来、海上保安庁は、このISCへ職員1名を派遣し、海賊情報の収集・分析・共有及び法執行能力向上支援を積極的に推進しており、2024年10月には、締約国の海上法執行機関職員等が出席する能力構築エグゼクティブ・プログラムを東京にて、ReCAAP-ISC、外務省と共に実施しました。引き続きシーレーンの安全確保のため、アジアにおける海賊等の根絶に向けて、沿岸国・海上法執行機関等の能力向上に貢献してまいります。



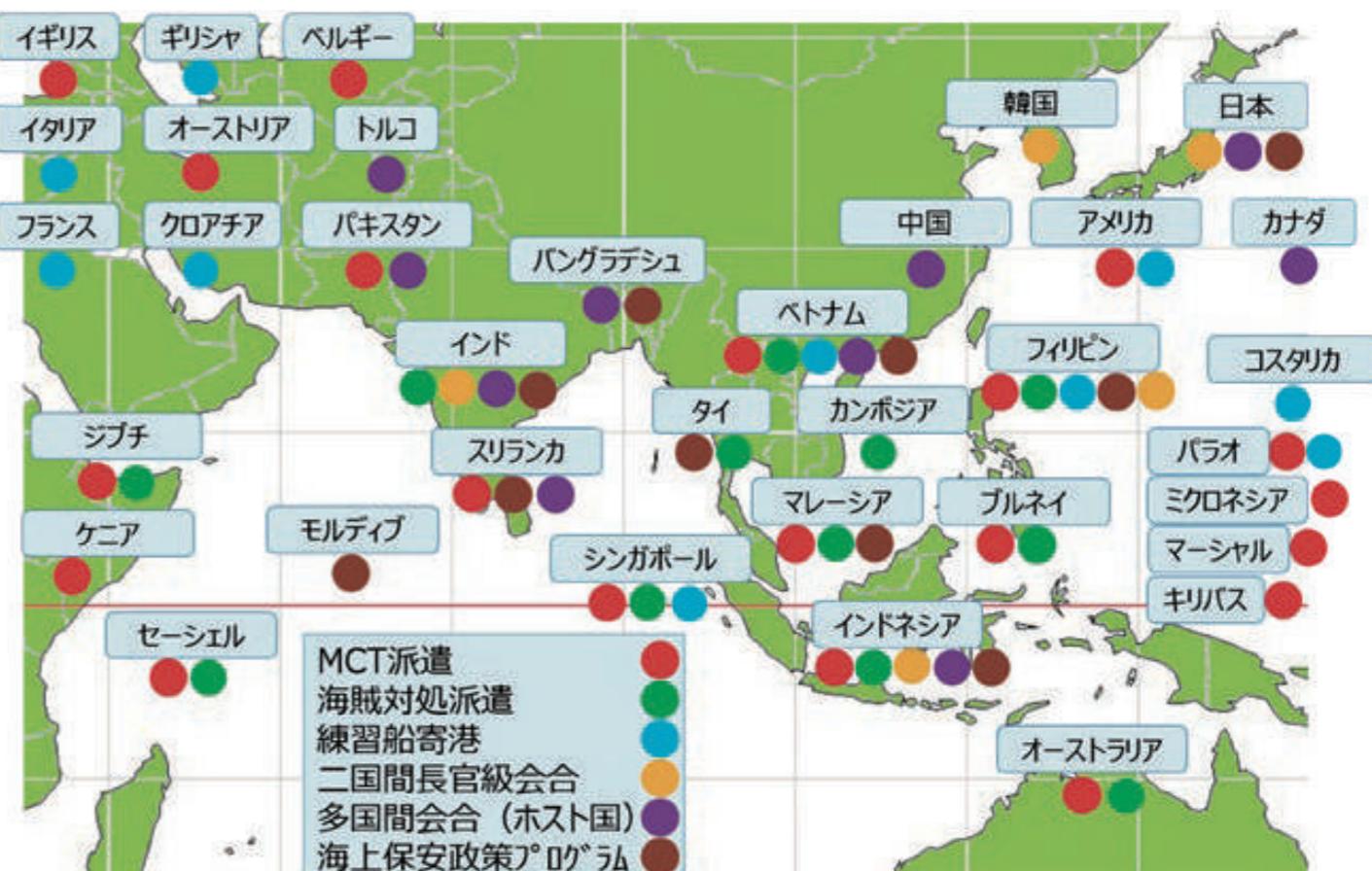
MCTによる能力向上支援

インド太平洋沿岸国への支援



海上保安庁では、インド太平洋沿岸国への海上保安能力向上支援を図るため、独立行政法人国際協力機構(JICA)や日本財團の枠組を通じて、制圧、鑑識、捜索救難、潜水技術、油防除、海上交通安全、海図作製分野等に関する専門知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上支援の専従部門である海上保安庁MCT(Mobile Cooperation Team)を各国に派遣し支援しているほか、各國の海上保安機関の職員を日本に招へいして研修を実施しています。

引用: 海上保安レポート2024



各国海上保安機関等との連携強化

海賊対策をはじめとした海に関する問題は、一つの国で解決することが困難なものが多々、海でつながる諸外国と連携・協力して対処することが極めて重要です。

そのため、海上保安庁では、諸外国の海上保安機関との間で、多国間・二国間の枠組を通じ、海賊や密輸・密航、海上災害等のあらゆる課題に取り組み、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化を図るとともに、シーレーン沿岸国・海上保安能力向上を支援するほか、国際機関と連携した様々な取り組みを行っています。

また、世界の海上の安全を取り巻く状況は複雑化、国際化しています。こうした課題に適時適切に対応し、国民の期待に的確に応えていくためには、様々な学術分野の知見を有機的に統合し、総合的な調査研究を推進して政策を高度化するとともに、学術的な知見を政策に活かすことのできる海上保安機関の中核となる人材を育成する必要があります。

海上保安国際研究センターでは、世界でも珍しい海上保安に関するシンクタンクとして、世界の海上保安政策に関する研究をリードし、戦略的な業務遂行、国際協力・外国関係機関との連携強化のための提言を行うことを推進しています。

